

令和2年4月10日

**新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等  
及び製造所固有記号の表示の運用について**

消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の取扱いの特例について、令和2年4月10日に地方公共団体宛てに通知しました。

**<添付資料>**

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について

**<問合せ先>**

消費者庁食品表示企画課 高橋、村松  
TEL 03-3507-9221（直通）  
FAX 03-3507-9292

消食表第141号  
令和2年4月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等  
及び製造所固有記号の表示の運用について

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）の運用については、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和2年4月10日付け消表対第691号、2消安第217号、健が発0410第1号消費者庁表示対策課長、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長連名通知（以下「食品表示基準運用通知」という。）により御対応いただくこととしています。

一方で、基準第3条に基づき容器包装に表示される「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」（以下「製造所等」という。）については、食品による健康危害が発生した際に、速やかに調査を実施する上で重要な情報であるものの、食品表示基準運用通知の運用期間中においては、製造所等及び製造所固有記号の取扱いの特例として、下記のとおりとするので、適切な対応方よろしくお願ひします。

記

1. 製造所等の表示の運用について

他の製造所等に食品の製造又は加工を委託する場合など、基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所等と実際の製造所等が異なる場合であっても、製造所等の表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式（様式第1号）を用いて届け出ることにより、実際の製造所等と容器包装に表示された製造所等が異なることとなつても差し支えないこととします。

## 2. 製造所固有記号の表示の運用について

基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所固有記号が示す製造所と実際の製造所が異なる場合であっても、製造所固有記号の表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式（様式第2号及び第3号）を用いて届け出ることにより、使用していた記号を他の製造所に例外的に使用できることとします。

## 3. 届出方法

前記1及び2に定める届出様式を用いて、FAX（FAX番号：03-3507-9292）により消費者庁食品表示企画課へ届け出ることとします。

## 4. 留意点

この通知に基づく届出を行った事業者については、消費者から製造所等及び製造所固有記号について問合せがあった場合には、実際に製造された製造所等の名称及び所在地を回答する旨併せて御指導いただくようお願ひいたします。また、実際の製造所等の情報が必要になった場合は、消費者庁食品表示企画課へお問い合わせ願います。